

令和8年度地域の資源循環促進支援事業
循環型ビジネスモデル実証事業(2年目)

【公募要領】

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

1. はじめに

サーキュラーエコノミー(以下「CE」という。)への移行を推進することは、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じた自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現といった環境的側面のほか、経済・社会的側面を含めた持続可能な社会の実現に貢献するものである。

また、地域においては、CE への移行を推進することにより、地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るものであり、持続可能な地域づくりや地方創生の実現にも繋がることや、こうした持続可能な地域を基礎として成り立つ循環共生型社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会の実現に繋がることが期待できるとされている。

政府では、令和6年7月に「循環経済(CE)に関する関係閣僚会議」を新たに設置した。また、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、CE への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、国家戦略として位置づけた。

一方、各地域においては、未利用資源活用による地域経済の活性化を目指す動きが拡大しつつあるが、地域毎に自治体の規模、廃棄物の発生量や種類、リサイクル施設の有無、地場産業の種類や規模、地域住民の意識等の特性は様々であること、廃棄物排出者、収集運搬業者、リサイクラー、再生材を利用する製造業者、消費者、自治体といった多くの主体が参加するパートナーシップを構築する必要があることから、個々の主体が自らの発想で取り組むだけでは十分な成果につながりにくいのが現状である。

このような背景を踏まえ、本事業では、地域の循環資源や再生可能資源の特性を活かした循環型ビジネスモデルを各地域で生み出すため、先進的な取組を進めようとしている自治体及び事業者に対して包括的な支援を行う。そして、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的に、以下についての公募を行うものである。

2. 事業概要

① 事業内容

本事業は、先導的な循環型ビジネスモデルの構築及び地域の資源循環の取組をけん引する中核的な役割が期待される人材(以下「中核人材」という。)の育成を目指す自治体及び事業者を支援することを目的とし、令和7年度地域の資源循環促進支援事業「循環型ビジネスモデル実証事業」(以下「過年度事業」という。)に採択された採択者を対象に、取組を後押しする支援プログラムの提供に加え、実装に向けたマイスター^{※1}による伴走支援(アドバイス)を行うものである。

申請者は、過年度事業で実施した実証事業について、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者(以下「事務局請負事業者」という。)やマイスターの協力の下、実装に向けた計画策定を実施する。(当該実証事業は、申請者が必要に応じて他の事業者と連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする。)

なお、実証事業の実施に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守すること。

具体的な事業日程については以下を予定している。(日程は前後する可能性有り。)

- 4-5月 公募
- 6月 選定
- 7-8月 オンライン研修
- 8-2月 実装計画立案(仮称)
- 8月 マイスターとのキックオフミーティング(オンライン)
- 9月-2月 マイスターとのミーティング(オンライン) 計4回(9月、10月、11月、1月-2月)
- 12月 中間報告会
- 3月 情報共有会(原則現地)

② 実証事業実施者

申請者は、本実証事業の主体となる自治体又は事業者^{※2}とするが、自治体と事業者の連携を必須要件とする。(申請者と連携する自治体又は事業者を申請書に必ず明記すること。)

③ 応募要件

申請者は、以下の全ての要件を満たしていること。

(ア)自治体と事業者が連携して実証事業に取り組む体制があること。

(イ)地域課題の解決に資する資源循環の実証事業であること。

(ウ)実証事業の完了後、概ね3年程度で事業化することを目指す事業であること。

(エ)中核人材3名以上(自治体及び事業者それぞれから1名以上)を選出すること。

※中核人材は原則、①事業内容の事業日程に記載された実施業務に参加すること。

(オ)過年度事業に採択された代表自治体又は事業者であること。

なお、申請者は、本事業の他コースへの重複応募も可能だが、選考にあたっては第1希望に選択したコースを優先して採択するものとする。

④ 採択件数

5件程度

⑤ 実証事業期間

令和8年9月頃から令和9年2月12日(金)まで

⑥ 実証事業費

本事業では実証事業実施に係る実費の支援は行わない。

⑦ 事業の進捗報告・成果報告

実証事業期間中は、計画の進捗状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的に報告すること。(頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは事務局請負事業者より提供。)

また、事業の計画を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、実装事業の実施内容、スケジュール、予算、体制などの実施計画を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者と協議の上決定するものとする。

3. 応募概要

① 応募方法

下記URL先の申請フォームに必要事項(様式8の内容)を入力の上、様式7の申請書一式をアップロードして提出すること。

<https://www17.webcas.net/form/pub/regional-ce/jigyou-r8-2>

※様式7は10Mbまでアップロード可。

※申請フォームは、令和8年4月13日(月)14時以降、入力・アップロード可能となる。

※申請フォームにアクセスができない場合には、③問合せ先に記載の「令和8年度地域の資源循環促進支援事業」事務局まで問合せのこと。

② 公募期間

令和8年4月13日(月)14時から令和8年5月29日(金)18時(必着)まで

③ 問合せ先

「令和8年度地域の資源循環促進支援事業」事務局

E-mail: regional-ce@jimukyoku.jp

※件名は【循環型ビジネスモデル実証事業_2年目_問合せ】とし、本文に、自治体名又は事業者名、連絡先、問合せ内容を記載のこと。

4. 選定概要

① 選定方法

事務局請負事業者が開催する有識者等を審査委員とした選考会において、②選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。また、応募件数が多い場合には、選考会前に環境省にて審査基準に基づき予備選考を行い、10件程度に絞り込む。

② 選定基準

選定にあたっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・解決したい地域課題を適切に捉えているか。
- ・その地域課題を解決する計画となっているか。
- ・事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。(ここでの成果は、環境面での効果、社会面での効果、経済面での効果を指す。具体的には、本実証事業を通じて循環利用やごみ減量化に繋がった物品数やその容積、事業に参加した住民数、コミュニティの密度、廃棄物削減に伴うコスト、事業を創出することによる雇用、売上等を想定する。)
- ・事業の効果検証方法(定量的・定性的な効果のいずれも)が適切であり、具体的に記載されているか。

(イ) 事業の新規性・先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。(他の地域にて類似の事例が存在するが、申請者の地域では初めての事業である場合は、新たに検討・実証すべき課題や地域の特殊性を明記すること。)

(ウ) 事業の具体性・実現可能性

- ・申請書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・事業の推進体制として、連携する自治体(必要に応じて複数部署)又は事業者との連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。また、事務局請負事業者との連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・産業廃棄物や一般廃棄物に関する処理の許可業者との連携体制があるか、又は連携体制を整えられる見込みがあるか。

(エ) 事業としての展開性

- ・特定の地域に限定される事業内容ではなく、他の地域への展開が可能なものであるか。

(オ) 事業としての継続性・発展性

- ・過年度事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制・事業費が検討されているか。(または令和8年度に実施される見込みがあるか。)

(カ) その他

- ・「地場産業成長プラン^{※3}」を作成しているか。(作成した旨を申請書で申請した場合には加点对象とする)

③ 選定結果

選定結果は、令和8年7月上旬頃に申請者へ文書等により通知する。(通知時期は前後する可能性有り。)

5. その他(留意事項等)

- ① 本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、本事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ② 本事業終了後、事業成果のフォローアップ(本事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認)等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。
- ③ 情報共有会にて、事業成果の共有を求められる場合がある。
- ④ オンライン研修、情報共有会は中核人材の他に、申請自治体(事業者)及び連携事業者等のステークホルダーの参加が可能である。(但し、参加者多数の場合には参加者数調整の可能性あり。)

※1 マイスター:地域において先進的な資源循環の取組の実装を推進してきた実績を有する人材。

※2 申請者は、自治体(都道府県市区町村)に加え、以下を想定し、いずれも別紙「暴力団排除に関する誓約事項」及び「業務実施に関する承諾事項」に誓約・承諾できる者に限る。①民間企業、②一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、③事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、④

特定非営利活動法人、⑤学校法人、⑥その他団体(実証事業実施に必要な経理基盤、実施体制を有する団体に限る)

- ※3 地方の伸び代である、可能性を秘めた魅力あふれる地域資源(農林水産・食品、観光、スポーツ、伝産品等)について、未だ活用されていない地域資源の発掘・新規活用や、既に活用されてきた地域資源の加工度を高める・地域外の新たな商流の開拓等さらなる深掘りを進めながら、付加価値の創出と地産外商の推進を図り、地域経済の一層の拡大を目指すもの。

参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/kankei_fukudaijin/dai2/shiryo1.pdf

暴力団排除に関する誓約事項

当方(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

業務実施に関する承諾事項

当方(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、申請書類の提出をもって承諾いたします。

記

1. 業務の遂行及び納期の遵守

- (1) 法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行すること。
- (2) 本事業で環境省又は事務局が求める提出物等について、指定された期限までに遅延なく提出すること。
- (3) 環境省又は事務局の指示に基づき、業務の遂行状況の調査や報告の求めに適切に対応すること。
- (4) 納期前であっても、仕様を充足させるための事務局からの措置要求に対し、必要な協力を行うこと。

2. 著作権等の取扱い

- (1) 納入物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって事務局へ、その後環境省へと譲渡されること。
- (2) 納入物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 環境省及び事務局への提出物の中に第三者の著作物が含まれる場合、環境省による二次利用を含め、あらかじめ自己の責任で該当する著作物に関して必要な利用許諾を取得すること。
- (4) (3)において第三者の著作物等が含まれる場合、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含め、無償で利用を許諾するよう努めること。

3. 機密情報の管理

- (1) 本業務に関して知り得た機密情報について、事務局の事前の書面による承諾なく第三者へ開示・漏洩しないこと。
- (2) 機密情報は本業務の遂行を目的としてのみ利用すること。
- (3) 情報の流出・漏洩等の事故が発生した場合は直ちに事務局に通知し、損害拡大防止に努めるとともにその指示に従うこと。
- (4) 業務終了後又は事務局からの要請があった場合は、機密情報を返還、又は責任を持って廃棄・破棄すること。

4. 個人情報保護

- (1) 個人情報保護法に基づき、提供を受けた個人情報を機密として保持し、適切に管理するとともに安全管理措置を講じること。
- (2) 個人情報は、事務局の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本業務の遂行を目的としてのみ利用し、法令による場合を除き、事務局の事前の書面による承諾なく第三者に提供・再委託しないこと。

(3)環境省及び事務局が、本事業の推進に必要な範囲で提供を受けた個人情報を共有・利用すること。

5. 損害賠償

本業務の履行に関連して、故意又は過失により本事業関係者及び第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。

6. 事業の情報や成果の開示・関係者間の情報共有

(1)本事業の推進及び成果普及のため、提供する資料や成果について、以下の通り関係者間で開示・共有されること。また、開示・共有する者が内容を変更せず任意でデザインを変更すること。

ア 開示・共有の対象となる関係者

- 1)環境省
- 2)事務局
- 3)全マイスター
- 4)採択者
- 5)採択者推薦者(都道府県等)
- 6)委員

イ 開示・共有の対象となる情報・資料

- 1)採択者のすべての提出書類
- 2)ミーティングの内容及び議事録
- 3)環境省、事務局及び全マイスターが採択者に提供する資料(環境省等が作成したフォーマットや基礎情報に対し、採択者が追記したものを含む)
- 4)環境省又は事務局が撮影した事業実施風景の画像及び動画

(2)(1)に記載のない情報の開示・共有範囲については都度環境省、事務局及び採択者にて協議し、決定すること。

7. 外部への公開・共有

(1)本事業の成果普及のため、提供する資料や成果について、以下の通り外部へ公開・共有されること。

ア 採択者の提出書類のうち、事務局から公開用として指定されたもの

- 1)環境省による公開:環境省の WEB サイト、環境省が作成する資料等、環境省が主催するイベントや会議、国立国会図書館(報告書の納品先)
- 2)採択者による公開:自身の WEB サイトや SNS 等の各種媒体、プレスリリース等の告知媒体

イ 採択者の提出書類のうち、事務局から公開用として指定されたもの以外

採択者による公開:自身の WEB サイトや SNS 等の各種媒体、プレスリリース等の告知媒体

ウ 環境省又は事務局が撮影した事業実施風景の画像及び動画

- 1)環境省による公開:環境省の WEB サイト、環境省が作成する資料等、環境省が主催するイベントや会議、国立国会図書館(報告書の納品先)

※採択者の事業内容に関する画像・動画は対象外とする。

- 2)採択者による公開:自身の WEB サイトや SNS 等の各種媒体、プレスリリース等の告知媒体

※事務局から「公開可」として提供されたものに限る。

- (2) (1)に記載のない情報の公開・共有範囲については都度環境省、事務局及び採択者にて協議し、決定すること。
- (3) 事業内容についてプレスリリース等の対外的情報発信を行う場合、事前に事務局に内容を共有し、環境省の許可を得ること。